

昭和五十四年七月招集

第二回館山市議會臨時會會議錄

館山市議會

目次

日時	二
場所	二
出席議員	二
欠席議員	二
出席説明員	二
出席事務局職員	二
議事日程	二
開會	二
議長の報告	二
議案の配付	二
会議録署名議員の指名	三
会期の決定	三
議案第三十三号乃至議案第三十八号	三
提案理由の説明	三
神田 守隆君の質疑、当局の応答（議案第三十三号）	五
石井 武敏君の質疑、当局の応答（ ）	六
神田 守隆君の質疑、当局の応答（ ）	八
委員 会付託の省略（ ）	八
探	九
神田 守隆君の質疑、当局の応答（議案第三十四号）	九
委員 会付託の省略（ ）	九
探	九
松下 正己君の質疑、当局の応答（議案第三十五号）	九

菊井 敏博君の質疑、当局の応答（ ）	〇
石井 武敏君の質疑、当局の応答（ ）	一
神田 守隆君の質疑、当局の応答（ ）	四
菊井 敏博君の質疑、当局の応答（ ）	四
委員 会付託の省略（ ）	四
神田 守隆君の討論（ ）	五
探	五
流山源次郎君の質疑、当局の応答（議案第三十六号）	五
神田 守隆君の質疑、当局の応答（ ）	六
委員 会付託の省略（ ）	六
探	六
神田 守隆君の質疑、当局の応答（議案第三十七号）	七
委員 会付託の省略（ ）	七
探	七
菊井 敏博君の質疑、当局の応答（議案第三十八号）	七
古賀礼四郎君の質疑、当局の応答（ ）	八
委員 会付託の省略（ ）	八
探	八
閉會	八
本日の会議に付した事件	八

一、昭和五十四年七月三十日(月曜日)午前十時

二、館山市役所議場

一、出席議員 二十七名

- 一番 神田 守隆
- 二番 栗原 一雄
- 三番 網島 憲治
- 四番 横溝 功
- 五番 福原 勤
- 六番 鈴木 活龍
- 七番 古賀 礼四郎
- 八番 石井 昌治
- 九番 松下 正己
- 〇番 穴戸 寿夫
- 一番 林 豊
- 二番 渡辺 昭夫
- 三番 近藤 好雄
- 四番 押元 稔
- 五番 伊藤 幸太郎
- 六番 流山 源次郎
- 七番 黒川 平治
- 八番 吉田 勇治郎
- 九番 菊井 敏博
- 二番 和田 一郎
- 三番 菊井 敏博
- 二番 伊賀 多朗
- 二番 石井 正
- 二番 安沢 徳順
- 二番 安西 益男
- 三〇番 山口 康
- 一、欠席議員 三名
- 二番 石井 謀
- 二番 藤田 益治
- 一九番 石井 輝久
- 一、出席説明員
- 市長 半沢 良一
- 助役 小倉 澄男
- 収入役 長谷川 広治
- 総務部長 鈴木 弘道
- 経済部長 太田 博雄
- 教育委員長 関 和雄
- 教育長 安田 豊作

一、出席事務局職員

- 事務局長 高尾 豊
- 書記 兵藤 恭一
- 書記 鈴木 哲
- 書記 庄司 徹
- 書記 嶋田 範夫

一、議事日程

昭和五十四年七月三十日午前十時開議

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

- 議案第三十三号 工事請負契約の締結について
- 議案第三十四号 工事請負契約の締結について
- 議案第三十五号 工事請負契約の締結について
- 議案第三十六号 工事請負契約の締結について
- 議案第三十七号 工事請負契約の締結について
- 議案第三十八号 工事請負契約の締結について

開 会 午前十時三分開会

○議長(石井 正君) 本日の出席議員数二十七名、これより昭和五十四年第二回市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議長 の 報 告

○議長(石井 正君) 本臨時会議案審議のため、地方自治法第二百一一条の規定による出席要求に対し、お手元に配付のとおり出席報告がございましたので御了承願います。

議案 の 配 付

○議長（石井 正君） ただいま市長から議案並びに説明書の送付がありました。

議案並びに説明書を配付いたさせます。

配付漏れはございませんか。——配付漏れなしと認めます。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

会議録署名議員の指名

○議長（石井 正君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

三番議員網島憲治君、二六番議員伊賀多朗君、以上両君を指名いたします。

会期の決定

○議長（石井 正君） 日程第二、会期の決定を行います。

本臨時会の会期につき議会運営協議会の意見は本日一日ということとあります。

お話しいたします。会期を本日一日と定めますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。よつて会期は本日一日と決定いたしました。

議案の上程

○議長（石井 正君） 日程第三、議案第三十三号乃至議案第三十八号の各議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明

○議長（石井 正君） これより各議案の提案理由の説明を求めます。

（市長半沢良一君登壇）

○市長（半沢良一君） 暑さ厳しい折、急遽第二回市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては御多忙の中を御出席賜り、まことにありがとうございます。

今回、急務を要する案件として御審議をお願いいたします案件は、去る七月二十三日にそれぞれ指名業者十社をもつて指名競争入札を執行した工事請負契約の締結に係るもの六件でございます。まず、議案第三十三号の工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

今回、西岬中学校防音改築工事に係る指名競争入札の結果、富士建株式会社が二億八千六百万円をもつて落札しましたので、同社と工事請負契約の締結をしようとするものであります。

工事内容としましては、鉄筋コンクリート三階建、二千二百二十・二〇平方メートル、普通教室七室、特別教室六室、管理諸室五室を建築しようとするもので、工期を翌年二月二十九日までとするものであります。

次に、議案第三十四号の工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

文部省補助事業として実施する神戸小学校校舎及び神戸幼稚園園舎改築工事に係る指名競争入札の結果、株式会社石井工務店が二億二千二百六十八万円をもつて落札しましたので、同社と工事

請負契約の締結をしようとするものであります。

工事内容としては、鉄筋コンクリート二階建、小学校校舎九百五十八平方メートル、幼稚園園舎三百八十三平方メートル、合計千三百四十一平方メートルのほか、既存校舎の便所改築分八十四平方メートル、小学校特別教室六室、幼稚園保育室三室、プレイルーム一室を建築しようとするもので、工期を翌年二月二十九日までとするものであります。

次に、議案第三十五号の工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

文部省補助事業として実施する第三中学校校舎新築工事に係る指名競争入札の結果、鹿島建設株式会社が七億三千三百万円をもつて落札しましたので、同社と工事請負契約の締結をしようとするものであります。

工事内容としては、G B X システムによる鉄骨耐火造三階建、五千六百四十八平方メートル、普通教室十八室、特別教室十四室、管理諸室六室を建築しようとするもので、工期を翌年五月十日までとするものであります。

次に、議案第三十六号の工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

那古市管住宅建替工事に係る指名競争入札において落札に至りませんでしたので、最低の価格をもつて入札した者から見積書を徴した結果、一億一千三百七十万円をもつて、渡辺建設株式会社と隨意契約により工事請負契約の締結をしようとするものであります。

工事内容としては、鉄筋コンクリート四階建、千九十四・

八〇平方メートル、第一種住宅十六戸を建築しようとするもので、工期を翌年三月十五日までとするものであります。

次に、議案第三十七号の工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

国民宿舎建設工事に係る指名競争入札において落札に至りませんでしたので、最低の価格をもつて入札した者から見積書を徴した結果、二億五千六百万円をもつて、株式会社計工務店と隨意契約により工事請負契約の締結をしようとするものであります。

工事内容としては、鉄筋コンクリート二階建、一部三階建、二千五百五十七・三二四平方メートル、客室三十室、大広間一間、食堂一室、会議室四室を備え、宿泊定員百四十一人収容できる近代施設として建築しようとするもので、工期を翌年三月三十一日までとするものであります。

次に、議案第三十八号の工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

国民宿舎建設、空調、給排水衛生設備工事に係る指名競争入札の結果、三建設備工業株式会社が九千八百五十万円をもつて落札しましたので、同社と工事請負契約の締結をしようとするものであります。

工事内容としては、本体施設工事に付帯する空調及び給排水衛生設備工事を実施しようとするもので、工期を翌年三月三十一日までとするものであります。

以上、提案理由について御説明申し上げましたが、いずれの案件も急施を要するものでありますので、何とぞ慎重なる御審議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終ります。

○議長(石井 正君) これより各議案の審議を行います。

まず議案第三十三号工事請負契約の締結について御質疑願います。

○一番(神田守隆君) 議案第三十三号について質問いたします。

西岬中学校の防音改築工事にあつて、最近建築資材の暴騰と
いうことが顕著にあらわれているわけですけれども、石油の再値
上げという中で引き続き暴騰が十分考えられるというような事態
に置かれているというふうに認識しておるわけですが、予定価格
の見積もりにおいてこうした事情が十分考慮されているのかどう
か。

それとの関連がする問題であります、工事が建築資材等の暴
騰によつて手抜きがされるといふような事態が起きて、工事が終
つたあとで問題が起きるといふような場合に備えて、瑕疵担保と
いうことで契約の中に入りたつてあると思ふんですけれども、その
期間といふものは何年といふふうに入つてあるのか。このこと
について質問いたします。

○総務部長(鈴木弘道君) まず第一点の価格の関係でございます
けれども、設計にあたりましては、最近の物価動向等を考慮して
設計金額等を決定してございます。

それと、第二点目の瑕疵担保でございますけれども、建設工事
の請負契約書の中に瑕疵担保の項目が一項ございまして、いわゆ
る引き渡しを受けましてから鉄筋については二年間、木造につい
ては一年間の期限を付しまして、瑕疵担保の条項が明記してござ

います。

○一番(神田守隆君) わかりました。物価の動向を十分考慮した
中で考えられるということですので、二年間ということ、非常
に短かいということと不満を感じるんですが、その点については
了承いたします。

西岬中学の、統合計画では五十六年度に統合されて、西岬中学
は廃校になるといふ中学の統合問題にあつての説明を受けてい
るわけですけれども、校舎を改築してすぐ本当に計画どおり統合
ができるのかどうか。住民感情としては新しくしたばかりの校舎
なわけですから、引き続きもつと子供たちに使わせてあげたいと
いふのが素直な気持ちではないかと思ふんですが、そのへんにつ
いて西岬中学の統合は計画どおりに進むのかどうか。そこらへん
についての質問をいたします。

○教育長(安田豊作君) 西岬中学を建てて、統合計画があるんだ
けれどもそれがうまくいくのか、こゝろのことですが、御質問の
ように立派な校舎が建つとそのままそこに入つていたいという人
間心理もあるかと思ふますが、西岬中学の建築と現在二中が完
成しております建物とは、ほとんど同じような構造、出来である
と、こゝろいふふうに観察しております。それから先だつても西岬
地区の主として区長さん方とお話ししましたけれども、いまの見
通しては、統合については明るい見通しだと私もはくんであり
ます。

○一番(神田守隆君) 地元の了解という形で話が進んでおるとい
うことで、そういうことで理解してよろしいわけですね。

○教育長(安田豊作君) そのとおりです。

○一番(神田守隆君)　そうすると、校舎が五十六年度以降廃校と
いうことになるわけですから、非常にむだになるんではないかと
いう危惧が出てくるわけなんですけれども、それについての考え
があるのか。あればそのへんについてお話しただきたいと思
います。

○教育長(安田豊作君)　そのあとは小学校の校舎として使うとい
うことで、これも中学の統合と並行して地元と話し合いを進めて
あります。

○一番(神田守隆君)　先ほど伺ったのは、中学の統合について地
元の了解を得る方向で進めているというんですが、小学校の問題
も含めてということではほどの御答弁あつたんですか、そういう
意味ですか。

○教育長(安田豊作君)　そのとおりでございます。

○議長(石井 正君)　他に御質疑ございませんか。

○二〇番(石井武敏君)　議案第三十三号の工事請負契約の締結に
関しまして御質問をいたしたいと思います。

これは西岬中学校の防音校舎の改築工事の工事請負契約でござ
います。西岬中学校は昭和二十五年に中学校として独立している
わけでございますが、その西岬中学校校舎の改築は昭和三十三年、
三十九年、四十四年にそれぞれ行われているようでございます。

このたび西岬中学校の防音改築工事の締結の議案出ておりますが、
これに関連しまして今回の議案の資料を見ますと、防音校舎の場
合と文部省補助による校舎の建築、改築、その二通り出ておりま
すので、その違いについて私は御質問をいたしたいと思いますわけ
でございます。

この西岬中学校は防音校舎という予定でございますが、この文
部省補助による校舎の建設と比較した場合、地元の、市としての
負担はどちらが軽いか、また実際の教育の面におきましてそれが
どのような差になつて生じてくるか質問をしたいと思います。

まず、西岬中学校の場合は、現有面積は千四百九十一平方メー
トルであろうと思われれます。防音校舎の補助率は現有面積の三分
の二、それと防音という趣旨から校舎に取り付けるすべてのサツ
シについては一〇〇%の補助、その他を市でもつということにな
つていと思ひますが、文部省の補助の場合を見てみますと、あ
くまでも基本としては校舎の基準面積から割り出している補助で
ございます。この基準面積は学級数に対しての面積、あるいは学
童一人に対しての最低必要と思われる面積、そこから割り出して
いるようでございます。文部省補助の場合の基準面積に対して不
足しているところの二分の一を補助する、また校舎の危険面積に
対しては三分の一を補助するといふようになっていと思ひます
が、あとから出てくる神戸小学校の例は文部省の補助であろうと
思われれます。この二通りの校舎の建て方につきまして、あるいは
教育という面からどのような見解をもつておられるかどうか、基
本的なその姿勢についてお尋ねしたいと思います。

○教育長(安田豊作君)　文部省補助と防衛庁の補助との取り入れ
の基本的な姿勢についてということでございます。

大変詳しく研究されておるようですが、大体いま御質問の中で
指摘していただいたとおりだと思いますが、端的に言つて防音校
舎のほう市としては得だ、それから利用の面では大して兩者と
も差はななくつくれる、強いて言えば、防音校舎のほうは空調が入る

だけむしろ有利じゃないかというように考えます。ということは、防音校舎の場合は現有面積に限られますけれども、建てるときには文部省基準に即してその学校の面積を割り出します。その中の現有面積分の七五％です、補助率は。これは実施価格といいますが、実際建築する価格の七五％、こういうことになります。それから文部省のほうはもちろんその学校の基準面積を建築するわけですけれども、その基準面積に付して基準単価というものがあります。その基準単価が最近はよくなりましたけれども必ずしも現在の実施単価にびつたりということとはむずかしい状態でございまして、その基準単価が危険改築の場合は三分の一、それから不足の場合、不足の分だけが二分の一の補助ということとございまして。そういうことでございますので、防音のほうは私には有利に建築が進むというふうに考えられますけれども、ただ防音の補助のもらえる範囲ということが限られておりますので、その範囲に限定されるんだ。さらに付け加えるならば、西岬中の場合は先ほど質問の中で挙げていただいたように、四十四年ですか、新しいのが建つた、これはまだ危険校舎になつておりません。したがって文部省の補助では建てられないけれども、その場合に、防音校舎の場合に全面的に改築ができる、こういうようにお考えいただければ……。

○二〇番(石井武敏君) ただいまの御説明で、文部省補助と防音校舎の場合は防音校舎で建築したほうが有利であるという説明がありました。これはそうすると、一平米大体どの程度の差があるのか、御説明できればお願いしたいと思えます。
○教育長(安田豊作君) ちよつとそこところは、いまここで資

料がありませんので、あとで資料を取り寄せてお答えいたします。
○二〇番(石井武敏君) いまの質問につきましては、のちほど資料をいただければ結構でございます。

それから、生徒に必要な基準面積、これは小学校、中学校にあつては一人につき十一・五三平方メートルだというように文部省のほうから規定されていると思えますが、その基準からいくと、この西岬中学校は十分であるかどうか、御説明願いたいと思えます、これから建てる西岬中。

○教育長(安田豊作君) さつき申し上げましたように、建築の補助の面積というよりは、利用の生徒数、学級数をもとに基準面積といえますか、利用の面積を割り出して、それをもとに建築を進めておりますから、西岬中学の場合も十分と思えます。

○二〇番(石井武敏君) そうしますと、学級数は幾つですか。
○教育長(安田豊作君) 西岬中学の場合は、普通学級五、特殊学級一、六学級でございます。

それから、先ほどの基準単価でございますが、文部省建築の場合が、これは文部省が示している基準単価が十万五千八百円、一平米当たり。それから防音校舎の場合は十三万四千円でござい

○二〇番(石井武敏君) ただいま大小学級の説明がありましたけれども、中学校の場合六学級から十一学級までは二千六百三十三平米プラス二百六十六平米ではないかと思えますが、そうしますと、基準に達してゐるものでしょうか。

○教育長(安田豊作君) 西岬中の場合は達しております。生徒数ではなくて学級数のように私は思っておりますが、細かい計算は

ここではちよつとあれですが……。

○二〇番(石井武敏君) それではこの質問は、いまの関係は打ち切ります。

特別教室についてちよつと御質問いたしたいと思えます。これは特別教室が六室、それから管理諸室五室、こうなっておりますが、この特別教室の中には何がございませうか。中学校で指定されているものは、特別教室では理科教室、音楽教室、技術教室、美術教室、家庭教室、職業教室、視聴覚教室、図書室、特別活動室、教育相談室というようになっていっていると思えますが、このへんの關係を御説明願いたいと思えます。

○教育長(安田豊作君) 普通教室七のほかは技術室、図書室、理科室、家庭科室、美術室、音楽室の六教室でございませう。そのほかに保健室、放送室、用務員室、職員室、校長室、こういうことでございます。

○二〇番(石井武敏君) 職員室と校長室は特別教室に入らないと思ひますが、いま御説明ありました理科、音楽、美術、技術、家庭、図書——文部省のほうから指定している基準の特別教室の六教室でございませうが、これらの教室をつくりまして、それに関する教育資料をどのように整備されるお考えであるのか。

○教育長(安田豊作君) 教室を建てても中の机等がいままでかなり不備だったわけでございます。昨年の追加予算でお願いいたしました、三年計画というよりも三回計画で特別教室を全部充実する考えで、第二回目を現在整備中でございます。来年度の当初予算にお願ひすると、市内の小、中学校の特別教室は全部完備する予定で現在進めております。現在はいろいろな机やなんかの寄せ

集めて——という用語がありますが、利用して、活用しているという段階が一部にありますけれども、そういう考えで充實を圖つております。

○二〇番(石井武敏君) 質疑としてはこれで打ち切りますが、議案の基本的な資料というものは、たとえは学校の基準面積に対して何名で幾ら、学級数で何平米必要だという基本的な資料は、議会の答弁の中にはスムーズに出るように配慮していただきたいと思えます。質疑を終ります。

○一番(神田守隆君) 入札のことについてお伺いしたいと思ひますけれども、富士土建が落札しているというお話ですが、入札は三回行ったということですが、各回の最低の価格を入れた入札者というものは富士土建さんですか。

○総務部長(鈴木弘道君) 西岬中学校の入札に關しましては、二回入札が行われたわけでございますが、いずれも富士土建が最低価格ということでございます。

○議長(石井正君) 他に御質疑ございませうか。——御質疑なしと認めます。よつて質疑を終ります。

委員会付託の省略

○議長(石井正君) お諮りいたします。

本案を委員会付託並びに討論を省略、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井正君) 御異議なしと認めます。よつて決定いたしました。

○議長（石井 正君） お諮りいたします。

本案を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。よつて本案は原案どおり可決されました。

質 疑 応 答

○議長（石井 正君） 次、議案第三十四号工事請負契約の締結に ついての御質疑を願います。

○一番（神田守隆君） 同じく、いま質問いたしましたけれども、入札の回数と各回の最低の値をつけられた業者が石井工務店さんであるかどうか。

○総務部長（鈴木弘道君） 入札回数は三回でございまして、いずれも石井工務店が最低でございました。

○議長（石井 正君） 他に御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。よつて質疑を終わります。

委員会付託の省略

○議長（石井 正君） お諮りいたします。本案を委員会付託並びに討論を省略、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。よつて決定いたしました。

○議長（石井 正君） お諮りいたします。

本案を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。よつて本案は原案どおり可決されました。

質 疑 応 答

○議長（石井 正君） 次いで、議案第三十五号工事請負契約の締結についての御質疑を願います。

○九番（松下正巳君） 三中統合についての議案第三十五号についてちよつとお尋ねいたします。

三中統合について非常に小まめな話し合いを各地区でなさつておるようでございますが、その説明会の中で教育長さんは五十五年四月一日には二中にまさるとも劣らないものを建設し、皆さんのお子さまがより勉強しやすい環境づくりを万全を期したいと説明しておりますが、ここに「工期を翌年五月十日までとする」ということで、工事中に生徒を通学させるといふことですか、その一点について。

○教育長（安田豊作君） 工期が説明の中で五月十日になつておりますが、入学は四月六日でございますので、御疑問をお持ちかと思ひますけれども、いろいろ県及び文部省に対して一括建築のことで陳情もいたしました。それから御質問の中にあつたように、地区を回ると統合するならば一緒に入るといふことが最大の条件

のように聞きましたので、この点を強く要望いたしましたけれども、結論としまして補助金は五十四年度、五十五年度で二年にわたつて出す、しかし建築は入学に間に合うように進めてもいいんだ、ということは入り得る——完成はしないけど入り得るといふことになるかもしれないけれども、その点は今後請負業者等と話し合いを進めて、両者の一致点から入学、開校に差し支えないような方向で今後話をつめていきたいと思ひます。この点についてはかなり明るい見方が出るものと私は確信しております。

○九番(松下正己君) いまの御答弁ですと、非常に明るい希望があるというよりなお話ですけれども、父兄としては教育長さんや教育委員会の皆さんの説明に対して、ある程度の納得の中で統合に賛意を示してまいりました。しかし五月十日ということが印刷されますと、父兄については説明会の発言内容というものをどのように理解してよいかというふうに疑義を感じるのではないかと思ひますが、説明会に参加した父兄に対してはどのような形で、これを広報に載せるかどうか、その点をひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○教育長(安田豊作君) 統合については、まだ細かい話し合いを地区に対して、あるいは父兄に対して委員会のほうとしては進めるつもりでございます。それでじかに父兄や地区の皆さんに理解できるように説明会を開いていく考えております。

○九番(松下正己君) 納得のいく説明会を数多く開くことを要望しまして、終ります。

○二三番(菊井敏博君) 契約の相手方についてお尋ねしたいと思ひます。

鹿島建設株式会社常務取締役、建築本部長ということになつております。少なくとも公共団体である以上、相手方の代表権のない人との契約、これはいいものか。少なくとも代表取締役とか取締役社長という形が本当だと思ひます。鹿島建設の一個人というように感じもするんですが、この点はどうか。

○総務部長(鈴木弘道君) ここに併記してございますけれども、役員でございますが、建築本部長ということで契約の相手方として適正と思ひます。会社の内部の関係で、契約の相手方としてできるといふことを確認してございます。

○二三番(菊井敏博君) 鹿島建設の中では、要するに建築本部長でもいいと思ひ込んですけれども、もし何かあつた場合に、会社の代表者でない場合、会社が責任を持つという権利が出てくるんですか、一般的に。鹿島建設がいかに世界の鹿島か、日本の鹿島か知りませんが、少なくとも代表取締役という方との取り引きでないとも、もし何かあつた場合に、この人が会社の中のいろいろな派閥関係で、大きい会社はすぐぐらぐらしちゃうんで、代表権のない人の場合に話し合いができるものか、できないものか。会社が責任をもたなくてもいいものか。その点ちよつと疑問に感ずるんですけれども、いまの段階では本部長でいいかもしれない場合にも、少なくとも公共団体が契約する場合に、何かあつた場合に、この人が責任を持つという場合に持たなくてもいいのではないか、代表権ないんだから。そういう契約がはたしていいかどうか疑問に感ずるんですけれども。

○総務部長(鈴木弘道君) いまの関係につきまして、再度確認してお答えしたいと思ひます。

○二〇番(石井武敏君) 議案第三十五号でございますが、今回の

議案を見まして、この議案の中で締結しようとしている会社、そして建物の工事内容、これを見ますと、工事内容としてはG B Kシステムによる鉄骨耐火造三階建となつております。G B Kシステムというのはいままで市内で採用したことの無い、初めてのシステム、工事方法であろうと思いますが、その新しいシステムを取り入れた背景を説明願いたいと思います。

○教育長(安田豊作君) G B Kシステムというのは、G というのは学校でございます。学校の頭文字でございます。B は施設でございます。それからK は建設でございます。ですから学校施設建設システムの略号だ、こういうふうにお考えいただきたいと思ひます。

そういうシステムがどうして生まれたかといいますと、文部省の外郭団体に教育施設開発機構というのがあります。これは文部省の補助金をもらつて学校建築を——いろいろ条件ありますが、一つは早く建てたい、要するに首都圏を中心にして学校を急造ですか、早くたくさんつくらなければいけないという事態が出てきますので、一つは早く。第二が安くでございます。安くということは、安からろ悪からろという考え方ではなくて、文部省が示した基準単価で建築していく、そして教育をする機能的に立派なもの、しかも丈夫であるというような条件をもつてこの会が研究をしまして、G B Kシステムというよりなものの成案ができたわけでございます。各鉄鋼とか、その他建築資材等のメーカーが組織されておるといふことや、その間に新しい技術が導入されたというよりなことではG B Kシステムというのが生まれたわけでは

ございます。

ここで取り入れることになつたのは、前々からこの話は聞いておりましたけれども、千葉県教育委員会が新しい高等学校の建築は一昨年当たりから全部このG B Kシステムを取り入れて建築しております。したがつて三中を建築するにあつて学校代表の何人か、それから私も教育委員会の事務に携わる者等ていろいろ話し合つてまいりましたが、具体的には八千代市の東高校というのが一番先に建築されたので、その学校を何回かにわたつて見学しまして、校長、事務長の話を聞きました。ひと口で言いますと悪いところがない、すべていいところづくめ、こういう説明でございました。そういうことで、三中の建築は中学統合という問題を控えて、館山高校の跡地に、先ほども御答弁いたしましたように三月三十一日まで、全員入学というよりなところもつていくためにはこの方法以外にないという見方から、このG B Kシステムを取り入れた。こういう経緯でございます。

○二〇番(石井武敏君) ただいまの御説明で、G B Kシステムというものが学校施設建設システム、これが文部省の外郭団体である教育施設開発機構ができて研究を始めたというのがもとのようでございます。いまの説明でいきますと。

この教育施設開発機構というものはいつごろできたもので、いまままでそういうつた学校教育に対していろいろ開発をしてきたように説明では受け取れますが、どのような実績といひますか、ものを作つてきたのか。はたしてプレハブ——G B Kシステムといつても組み立て式のような、プレハブのようなものではないかと私は感ずるわけなんです、これが本当にいいのかどうなのか。私

は実際に見ておりませんので、そこまでは言えませんが、しかし教育施設開発機構がいままでどのような内容をもつたものであるか、そして施設であるのか、開発したものでどういうものがあるのか、そういうことをお聞きいたしたいと思います。

それから、このシステムを取り入れた理由としては、いま三pointsおっしゃったようでございます。一つは早くつくるといふこと。二つ目には安くつくるといふこと。三つ目は非常に強固な建物であるといふこと。こういうような御説明であつたわけですが、ただいまの説明では安くつくるといふことに関しましては、国で定めた価格でできるというように説明があつたと思いますが、国では一平米十万五百三十八円という、これが国で定めている価格でございます。はたしてそれでこの建築ができるのかどうか、これを御説明願いたいと思います。

○教育長(安田豊作君) 教育施設開発機構の正しい経過についてはちよつとここに資料ございせんが、私の覚えている範囲においては昭和四十五年ごろこの機構の結成の動きがあつたと思います。いままでのいろいろの建築を調べた上で、今度は新しい技術を導入したら、どういうことでいままでの学校機能が十分発揮できるような学校ができるかというところで研究して進んでおります。この中心になつてゐる人は、文部省の施設局に――助成課というのは補助金を出す課でございますが、それから建築指導課という課がございますけれども、この建築指導課で昭和四十五年ごろつと長く課長をおつた人が課長をやめて、この中心人物になつて仕事を進めたように記憶しております。そういうことでこの施設機構の仕事の一番目玉になつたのが日日システムだ、こう

いうことだと思ひます。そういうことのように私は考えております。

それから、第二点の文部省の基準単価でできるのか、こういうことでございますが、これは基準単価でつくるといふことを一つの目標にしていますから、建築そのものはそれでできるといふように考えていただいて結構だと思ひます。ただし、それに関連する他の施設については単価に上載せられている、こういうふうに……。

○二〇番(石井武敏君) この日日システムというのは、高等学校はつくられてゐるといふ説明がありました。説明の中では一校か二校であつたように思ひます。このシステムをいち早く取り入れるといふことで、日日システムの義務教育学校建設の導入といふことは、館山市が先例をつくるような感じがして質問するわけなんです。千葉県では義務教育の学校でこのシステムでつくつたものはないと思ひますが、全国的に見てこの施設はどの程度導入されているものか、その点を質問したいわけでございます。

単価の点でございますが、国で示してゐるこの一平米十万五百三十八円、それを目標にしてゐるといふことですが、目標としてゐるのはわかりますが、それ以外のそれに関する他の施設は含まれないといふ説明があつたわけですが、そうしますと、これに入らない他の施設といふのは何があるのか。いま説明の中にありましたそれに関する他の施設を含めると相当基準額をオーバーするし、高いものについてしまふんではないか。これでは何のために国の単価を基準にしてやつてゐるのか疑問に思ひますので、そのへんをひとつ御説明いただきたいと思ひわけでございます。

○教育長(安田豊作君) いままでに建築している学校というのは、いま申し上げました八千代の東高校のほかにもこのとき三校つくっております。毎年三校程度千葉県ではつくっておりますので、本年建築を終ると——ことしも三校つくるそうですから、九校ぐらいつくついていると思います。

それから、義務教育の学校をつくつてないじゃないかというお話でございますが、この点は千葉県では旭市がつくつたというところを聞いておりますが、まだ見ておりませんので……。

それから、全国的といわれていますが、GSKシステムは大体首都圏を中心と考えられておりますので、九州とか東北とかそういうところにはまだこの考え方は普及してないではないかというふうなことも考えられますが、細かい点についてはまだ情報を得ておりません。

それから、第二点の建築以外のものといえますと、地盤なんか違いますから、くい打ちとか、あるいは浄化槽、そういう点はその学校あるいはその地域の状況によりますので、GSKシステムの計画の中には入らないんじゃないかと思えます。

○二〇番(石井武敏君) このGSKシステムで建設できるグループというのは国内に幾つあるんでしょうか。非常に大手の採用をしていくという事は、地元が潤うという——これは別の観点、学校教育とは関係ないですが、地元が潤うという点から見ますと、鹿島建設の下請けのまた下請けは回ってくるかもしれないけれども、何かそのへんの、もつと地元を優先したらいいんじゃないかという感じもするので御質問申し上げるんですが、GSKのグループは現在幾つあるんでしょうか。

○教育長(安田豊作君) GSKというのは、いまになると固有な詞だと思えますが、いわゆる高構造建築、東京あたりにいけば鉄骨を組んでほとんど高層建築をつくつていきます、あの方法だろうと思います。したがって、むしろいまの鉄筋構造の建築の次にくるのは全部あの建物になるんじゃないかというふうなことも県の専門家は私たちに説明してくれます。

GSKシステムというのは、さつき申し上げました教育施設建設機構で第一回の方法として、コンクールといえますか、最もいい建築方式というものを募集したようです。その合格者が、サブシステム企業としてここに挙げられているのが九社でございます。必ずしもこの九社に限らないで、そのほかの企業がやはりシステムを組んで建築を進めているというのがあるそうです。現実には千葉の方面でそういうシステムによる建築が行われているそうです。

○二〇番(石井武敏君) この契約の指名競争入札に参加したGSKグループは何社あったんでしょうか。それから地元の業者の起用という面についてどのように考えておりますか。その点について最後にお願いしたいと思います。

○総務部長(鈴木弘道君) 三中の指名業者でございますけれども、地元の大手の建設業者五社——富士土建、新井建設、石井工務店、計工務店、渡辺建設、それに市外業者五社——飛鳥、青木、清水、三菱、鹿島建設、以上十社でございます。

それと、先ほど答弁を保留いたしました件につきまして、入札と契約の締結、工事施行並びに工事代金の請求等につきまして、鹿島建設株式会社の取締役社長から常務取締役建築本部長につきまして委任されておりまして、委任状も添付されております。

(「地元業者の導入に關しまして」と呼ぶ者あり)

○総務部長(鈴木弘道君) 地元の業者につきましては、工事の規模等によりまして、一応市内のAクラスの業者でございましてけれども、五社指名競争入札には参加させております。

○二〇番(石井武敏君) 質疑の時間もだいぶ過ぎておりますのでここで打ち切りたいと思いますが……

地元の業者五社を入れて——形の上で入れてありますけれども、これはGSRシステムを採用しようとして、実際採用できる業者であつたかどうか。最初からGSRを採用するつもりで、地元の業者を指名競争入札のときだけ加入させたように考えられるんですが、そのへんはどうでしょうか。

○市長(半沢良一君) 御質問の趣旨が、GSR工法を採用することによつて地元の業者が実質的にはシャットアウトされるのではないかと、御質問のように見受けられますが、そういうことはございまして、GSRという一つの工法でございまして、地元の業者でも十分やり得ることでございますし、また土地の業者に個人的に伺いましたところ、すでに県でこういうGSR工法についての講習を受けているという話もございました。決して御質問の趣旨のようなことはございません。

○一番(神田守隆君) 三中を鹿島建設が——入札の回数とその各回の最低は鹿島建設であつたかどうかについて。

○総務部長(鈴木弘道君) 入札回数は三回でございまして、いずれも鹿島建設が最低価格でございます。

○二三番(菊井敏博君) 先ほどの、委任という形で了解はいたしますが、鹿島建設という大きな組織体でございますから、それで

こういう形になつて契約に納得したと思つて。これがたとえ富士土建の常務取締役兼本部長という場合だと館山市ではたして契約をしたかどうかということでは疑問を感じるわけです。少なくとも代表取締役、取締役社長というような形の中で取引するのが本来の姿だと思つて。いわゆる計工務店なり富士土建の常務取締役兼本部長という形の中で館山市は契約しますか。

○総務部長(鈴木弘道君) 代表取締役から委任状がついている限り法律上はその受任者にすべて会社の権限が委任されているわけでございます。委任状がついている限りその受任者と契約することになるかと思つて。

○二三番(菊井敏博君) 念のために確認しておきますが、たとえどんな会社でも市役所と契約する場合に社長の委任状があれば、常務だろが、営業部長だろが、館山市は契約するわけですね。

○総務部長(鈴木弘道君) そういうことになります。

○議長(石井 正君) 他に御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。よつて質疑を終ります。

委員会付託の省略

○議長(石井 正君) お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略いたしたいと思つて。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。よつて決定いたしました。

○議長（石井 正君） これより討論を行います。

○一番（神田守隆君） 三中の建設問題についてですけれども、わが党の渡辺軍治郎前議員より、わが党は館高跡地の問題について、館山市の中心に残された貴重な公共用地という観点から、市の百年の計としてその利用については市民の声を聞き、十分に時間をかけて検討すべき問題である、市民の声としては公共駐車場、あるいは公民館などさまざまな要求があるわけでございます。その点で市の当局が統合中学用地として決定していつたその経緯は、市民の声を無視した一方的なものであつたということを言わざるを得ません。

市の当局のやり方は、館高跡地が統合中学に使えるということで、広く市民にその利用の検討をするという態度ではなく、全く便宜主義的な態度であるとの批判を免れないと思います。現に、市当局自身作製した館山市の根幹事業計画においても、中学の統合計画は五十四年度から五十六年度の計画であり、五十四年度は設計、地質調査とされていて、建設は五十五年から五十六年の事業とされております。市の当局が、館高跡地が統合中学につかえるということをやみくもにそれを前提にして中学の統合を進め、教員の削減をやるうとしていることがわかるというものであります。こうした態度は百年の計として進めるべき館高跡地の利用の問題を、当面の教育予算の削減ということのためにないがしろにするものであり、こうした市当局の態度は市民無視、便宜主義の市政ということで、批判を持たざるを得ません。

しかしながら、ことしの三月議会においては、わが党の渡辺軍治郎前議員が反対したにもかかわらず、中学校の統合、三中新設

の条例は可決をみたわけでありまして。しかも来年の四月には開校するわけでありまして。開校までにはさらに通学問題などの大きな問題が残されているとは言え、来年四月開校は既定の事実であり、こうした現実には立つとき、これまでの市の当局の態度に問題があるということは消えぬことがらとは言え、この契約の承認を可とし、すみやかに工事の進捗を図るべきであるというふうに考えます。

以上で討論を終ります。

○議長（石井 正君） 他に討論ございませんか。——討論なしと認めます。よつて討論を終ります。

採 決

○議長（石井 正君） これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

質 疑 応 答

○議長（石井 正君） 次、議案第三十六号工事請負契約の締結について御質議を願います。

○一八番（流山源次郎君） 三十六号の工事請負契約の締結についてでございますが、指名競争入札において落札に至らなかった、一億一千三百七十万をもつて随意契約をしたということでございますけれども、一億一千三百七十万というのは契約時の敷札の總

か、それとも業者との話し合いで歩み寄りになつて改正した線か、お聞きしたいと思います。

○総務部長（鈴木弘道君） 那古の市営住宅につきましては、三回入札が行われたわけでございますが、三回目の最低入札価格が予定価格に達しませんでしたので、いわゆる三回目の最低の入札価格を提示いたしました渡辺建設から見積書を取つて、このような金額で契約しようということでございます。

○一八番（流山源次郎君） 三十六号の線を見ますと、市のほうで敷いた入札の敷札という線と、実際に工事を請負つたところの業者の見積もり、そこに差額があつたのか。それとも、世間で言われておるところの業者に何かの思惑があつたのか。説明できる線で結構でございますから、御答弁願いたいと思います。

○総務部長（鈴木弘道君） 最低価格と予定価格との差がわずかでございましたので、一応最低の価格を提示いたしました業者に再度入札価格等の再検討をお願いして見積書を出してもらつて契約したのが今回の議案でございます。

○一番（神田守隆君） 随意契約によつたということですが、再入札ということはなぜされなかつたのか、その理由をお聞かせ願いたい。あるいは指名業者をかえるということも当然考えられたと思います。

それと、渡辺建設ですか、ここが随意契約による前に入札を三回されていると思いますけれども、その入札における各最低の入札の値をつけられたのは渡辺建設ですか。

○総務部長（鈴木弘道君） まず第一点でございますけれども、三回入札を行つたわけでございますが、先ほどもお答えいたしましたし

たように予定価格との差がわずかでございましたので、再度競争入札というような方法によらずに最低業者から見積書をとつて契約をいたしました、こういうことでございます。

それと、三回入札いたしましたして、最低価格は渡辺建設でございます。

○議長（石井 正君） 他に御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（石井 正君） お語りいたします。

本案を委員会付託並びに討論を省略、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。よつて決定いたしました。

採 決

○議長（石井 正君） これより採決いたします。

本案を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

質 疑 応 答

○議長（石井 正君） 次、議案第三十七号工事請負契約の締結に

ついで御質疑を願います。

○一番(神田守隆君) いま三十六号の議案でも質問しましたけれども、この議案において随意契約によつたその理由。

それと、各入札における最低価格をされたのはやはり計工務店であるのかどうか。

○総務部長(鈴木弘道君) まず第一点の随意契約の理由でございますけれども、やはり三回目の最低で入札した価格と予定価格との差がわずかであつたということ。

それから、法的根拠でございますけれども、地方自治法施行令の第六十七条の二第一項第六号に「競争入札に付し入札者がなるとき、又は再度の入札に付し落札者がなるとき。」、こういふよりな場合にあつては随意契約ができるという根拠がございますが、この根拠に基づいて随意契約をいたしましたわけでございます。

それと、入札回数三回でございますして、最低価格はいずれも計工務店でございました。

○議長(石井 正君) 他に御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。よつて質疑を終ります。

委員会付託の省略

○議長(石井 正君) お諮りいたします。

本案を委員会付託並びに討論を省略、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。よつて決定いたしました。

採 決

○議長(石井 正君) 採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

質 疑 応 答

○議長(石井 正君) 次、議案第三十八号工事請負契約の締結についての御質疑を願います。

○二三番(菊井敏博君) 逆の立場からお聞きしたいわけですが、この入札は何回やりましたか。

○総務部長(鈴木弘道君) 一回でございます。

○二三番(菊井敏博君) そうすると、議会だからいいと思ひますが、予定価格と入札価格との開きはどのくらいありましたか。

○総務部長(鈴木弘道君) 予定価格の関係でございますけれども、これは競争の公正を図るという意味において公表をばはかるわけでございますが、予定価格と入札価格との差はわずかでございます。

○二三番(菊井敏博君) 大体、単位で教えてくださいませんか。

一回で落ちる場合には、相当な金額の差があるんじゃないかと思ひますが。

○総務部長(鈴木弘道君) ただいまの御質問は、予定価格との関係でございますので、御勘弁いただきたいと思ひます。

○二三番（菊井敏博君） 了解。

○七番（古賀礼四郎君） いままでの各議案を含めて私ちよつと質疑したいと思いますが、諸物価の高騰の折、各業者とも途中見積もりがなかなかできないで、競争入札のやり直しとか随契になつてきたと思つてすけれども、他の府県で途中で最近だいが工事契約について倒産でできない、完成工事ができないという場合がありますので、当市の契約内容の中にそういう場合を考えての連帯保証人とか、契約条項というものはつきりしているのかどうか。契約条項の中でどういふものをなさっているのか。これを若干知りたいと思つて。以上です。

○総務部長（鈴木弘道君） 一応請負業者とは建設工事請負契約書というものを結ぶわけでございまして、この契約の内容につきましては建設省でモデル的なものが作製してございまして、全国の地方公共団体含めて大体この線に沿つて契約しているわけでございまして。工事完成保証人の項目もございまして。先ほど御質問にありました価格変動につきましても、請負代金等の変更についても変更を求めることができるというよりな一項もございまして。

○議長（石井正君） 他に御質疑ありませんか。——御質疑なしと認めます。よつて質疑を終ります。

委員会付託の省略

○議長（石井正君） お断りいたします。

本案を委員会付託並びに討論を省略、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井正君） 御異議なしと認めます。よつて決定いたしました。

採 決

○議長（石井正君） 採決いたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井正君） 御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前十一時二十四分閉会

○議長（石井正君） 以上で本臨時会に付議されました案件は議了されました。よつてこれにて第二回市議会臨時会を閉会いたします。

○本日の会議に付した事件

一、会議録署名議員の指名

一、会期の決定

一、議案第三十三号乃至議案第三十八号

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

館山市議会議長 石 井 正

館山市議會議員 綱 島 憲 治

館山市議會議員 伊 賀 多 朗

